

令和元年12月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第77号

松伏町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

1 趣旨

地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 会計年度任用職員の給与（第3条関係）

ア フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

イ パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

(2) フルタイム会計年度任用職員の給料等（第4条から第15条まで）

ア 給料

給料の額は、松伏町職員の給与に関する条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高号給の給料月額（以下「1級における最高の号給の給料月額」という。）を超えない範囲内において規則で定める。

イ 地域手当等

常勤の職員に準じて地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給する。

ウ 特殊勤務手当

職員の特殊勤務手当に関する条例の定めるところにより特殊勤務手当を支給する。

エ 期末手当

任期が6月以上の者に、常勤の職員に準じて期末手当を支給する。

(3) パートタイムの会計年度任用職員の報酬等（第16条から第28条まで）

ア 報酬

報酬の額は、次により決定した報酬の基本額及びその基本額に100分の6を乗じて得た額の合計額とする。

(ア) 月額の報酬を受ける会計年度任用職員

報酬の基本額は、勤務1月につき、1級における最高の号給の給料月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

(イ) 日額の報酬を受ける会計年度任用職員

報酬の基本額は、勤務1日につき、1級における最高の号給の給料月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

(ウ) 時間額の報酬を受ける会計年度任用職員

報酬の基本額は、勤務1時間につき、1級における最高の号給の給料月額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

イ 報酬の額の特例

アにかかわらず、特殊な専門的知識を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、日額20,000円又は時間額2,500円を超えない範囲内において規則で定める。

ウ 手当に相当する報酬

手当に相当する報酬として、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬を支給する。

エ 期末手当

任期が6月以上の者（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者を除く。）に、常勤の職員に準じて期末手当を支給する。

オ 費用弁償

（ア）常勤の職員の通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

（イ）公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第78号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の分限に関する条例の一部改正（第1条）

会計年度任用職員に係る休職の期間は、当該会計年度任用職員の任期の範囲内とする。

(2) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第2条）

パートタイム会計年度任用職員の減給は、報酬の額を減ずるものとする。

(3) 松伏町職員の定数条例の一部改正（第3条）

条例の対象となる職員の定義に関する規定の整備

(4) 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第4条）

特別職の職員で非常勤のもの報酬のうち、会計年度任用職員へ移行する職等に関する規定を削る。

(5) 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第5条）

技能労務職員である会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める。

(6) 職員等の旅費に関する条例の一部改正（第6条）

ア 条例の適用を職員からパートタイム会計年度任用職員を除く。

イ 条例におけるフルタイム会計年度任用職員の職務は、1級に相当する職務とする。

ウ その他規定の整備

(7) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第7条）

フルタイム会計年度任用職員に特殊勤務手当を支給する。

(8) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第8条）

ア 非常勤職員が育児休業をすることができる要件及び期間等について定める。

イ 育児休業中の勤勉手当の支給及び育児休業から職務に復帰した場合の号給の調整について、その対象となる職員から会計年度任用職員を除く。

ウ 非常勤職員が部分休業をすることができる要件及び期間等について定める。

エ 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務をしない時間について給与の額を減額する。

(9) 松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第9条）

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、その職務の性質等を考慮し、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(10) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第10条）

ア 地方公務員法の一部改正に伴う引用条項に関する規定の整備

イ その他規定の整備

(11) 松伏町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第11条）

人事行政の運営等の状況に係る報告の対象となる職員からパートタイム会計年度任用職員を除く。

(12) 松伏町政における公正な職務の遂行の確保等に関する条例の一部改正（第12条）

条例の適用を受ける職員に地方公務員法第3条第3項第3号の2に規定する非常勤職員等を加える。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第79号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の給料月額並びに住居手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

ア 令和元年12月期に支給される職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
12月期	0.925月	0.975月

イ 行政職給料表の給料月額の改定

平均引上額	332円
平均改定率	0.1%

(2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

地方公務員法の一部改正により、欠格条項を定めた地方公務員法第16条第1号の規定が削除されたことに伴う規定の整備

(3) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第3条）

ア 地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴う規定の整備

イ 家賃を支払っている職員に対する住居手当を次のとおり改定する。

(ア) 手当の支給対象となる家賃額の下限

改定前	改定後
12,000円	16,000円

(イ) 手当額の上限

改定前	改定後
-----	-----

27,000円	28,000円
---------	---------

ウ 令和2年度以降に支給される職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	改定前	改定後
6月期	0.925月	0.95月
12月期	0.975月	

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)については令和元年12月14日、2(3)については令和2年4月1日

(2) 経過措置

ア 2(1)は平成31年4月1日から適用する。

イ 2(1)を適用する場合においては、2(1)による改正前の松伏町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、2(1)による改正後の松伏町職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

ウ 2(2)の規定の施行前に地方公務員法第16条第1号に該当して失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、なお従前の例による。

エ 2(3)の施行の日の前日に家賃を支払っている職員であって2,000円を超える住居手当を支給されていた職員のうち、2(3)による改正後の松伏町職員の給与に関する条例の規定に該当しないこととなる職員等については、令和3年3月31日までの間、従前の住居手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

議案第80号

松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額の改定(第2条関係)

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 定 後
基 礎 課 税 額	52万円	61万円
後期高齢者支援金等課税額	17万円	19万円
介 護 納 付 金 課 税 額	16万円	16万円
合 計	85万円	96万円

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 経過措置

2は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第81号

町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第1条）

町長及び副町長に支給される令和元年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.225月	2.275月

(2) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第2条）

町長及び副町長に支給される令和2年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.225月	2.25月
12月期	2.275月	

(3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第3条）

ア 教育長に支給される令和元年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.225月	2.275月

イ その他規定の整備

(4) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第4条）

教育長に支給される令和2年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.225月	2.25月
12月期	2.275月	

(5) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第5条）

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和元年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.225月	2.275月

(6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条）

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和2年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.225月	2.25月
12月期	2.275月	

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2（2）、（4）及び（6）は、令和2年4月1日

(2) 経過措置

ア 2（1）、（3）及び（5）は、令和元年12月1日から適用する。

イ 2（1）、（3）又は（5）を適用する場合においては、2（1）による改正前の町長等の給与等に関する条例、2（3）による改正前の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2（5）による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ2（1）による改正後の町長等の給与等に関する条例、2（3）による改正後の松伏町教育委

員会教育長の給与等に関する条例又は2（5）による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第82号

松伏町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

引用条項に関する規定の整備（第6条及び第10条関係）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により、条例中引用している同法の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されたこと及び条項が移動したこと等に伴う規定の整備

3 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第83号

損害賠償の額を定めることについて

1 趣旨

道路事故に関する損害賠償の額を定めるもの

2 事故の概要

令和元年6月5日午前9時頃、松伏町大字金杉1014番地1地先の町道において、相手方が運転する車両が道路横断側溝の上を通過した際、当該側溝の蓋（グレーチング）が跳ね上がり、相手方車両のフレーム、マフラー等が破損したものである。

3 損害賠償額 1, 355, 633円

（※個人情報保護のため、個人情報に係る事項を非公開としています。）

議案第84号

令和元年度松伏町一般会計補正予算（第5号）

1 補正前予算額	8, 505, 914千円
2 補正予算額	7, 675千円
3 合計	8, 513, 589千円

議案第85号

令和元年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	3, 486, 610千円
2 補正予算額	777千円
3 合計	3, 487, 387千円

議案第86号

令和元年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	627, 662千円
2 補正予算額	△2, 558千円

3 合 計 6 2 5, 1 0 4 千円

議案第 8 7 号

令和元年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

1 補正前予算額	2, 2 7 9, 7 5 9 千円
2 補正予算額	9 8 千円
3 合 計	2, 2 7 9, 8 5 7 千円

議案第 8 8 号

令和元年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

1 補正前予算額	3 4 7, 3 7 0 千円
2 補正予算額	5 6 千円
3 合 計	3 4 7, 4 2 6 千円